

定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

平成31年4月1日から令和元年9月30日までの次の事務の執行について監査を行った。

総務課	食糧費・地域交流費の支出に関する事務 公用自動車の配置管理に関する事務
企画政策課	自治会助成金の交付に関する事務
町民生活課	マイナンバーカードの交付に関する事務
福祉課	指定管理者制度の運用に関する事務
農林課	指定管理者制度の運用に関する事務
商工観光交流課	指定管理者制度の運用に関する事務

2 監査の実施日

令和元年10月23日（水）、24日（木）

3 実施した監査手続

監査の対象となった事務の執行について、提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合その他通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果

1 食糧費・地域交流費の支出に関する事務

(1) 監査の結果

監査の結果、監査の対象とした事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。

(2) 監査の概要

当町の食糧費等の支出基準（会議等への出席者数の制限等）については、当初予算編成方針に記載し、その制限を超えた支出の可否は、予算査定において判断されたものであった。

しかし、予算執行に要した書類を基にした監査では、その事実までは確知できないため、適切かつ公正な支出であったかどうかを判断することは難しい。

また、公務（会議等）への勤務命令が発令されるに当たり、係る経費の一部を職員の負担としていることについては、緊縮財政からの時勢に合わせた見直しがなされていない。

(3) 改善を要すると認められる事項等

- ① 公費の予算執行については、法規に則って適正に行われるべきことはもとより、特に食糧費の支出については、最小の経費で最大の効果が挙げられるよう、また、適切かどうかの判断が町民の批判を招くことのないよう支出基準の“見える化”がなされることを期待する。
- ② 公務において職員に経費負担を求めることは合理的であるとは認め難いケースもあるため、その場合は全額を公費で賄われるよう検討されたい。

2 公用自動車の配置管理に関する事務

(1) 監査の結果

監査の結果、監査の対象とした事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。

(2) 監査の概要

当町における公用自動車の運行管理は、三種町公用自動車運行管理規則に基づき実施されるものであるが、自動車の使用手続等（使用申込、許可、使用簿等）において、実態との不一致が相当数認められた。

なお、当町では公用自動車の配置基準は設定していない。

(3) 改善を要すると認められる事項等

公用自動車の運行管理に係る責任体制を見直すこと。その上で、議会においても事故の多さが指摘されているところでもあるため、責任の明確化を図る観点からも、実態に即した規則の見直しが早急に行われることを望む。

3 自治会助成金の交付に関する事務

(1) 監査の結果

監査の結果、監査の対象とした事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。

(2) 監査の概要

八竜地域にのみ旧町から継続して設置されている連合自治会は、その活動は縮小傾向にあるが、人口、世帯数の減少が続く中、今後の地域コミュニティの形成手段としては目指すべきひとつの形として必要である

と考えられている。

また、三種町自治会助成金交付要綱は、平成24年に制定されたものであるが、自治会数とその自治会の構成世帯数には、地域ごとに差があるため、助成金の種類及び額（連合自治会助成を含む。）については、公平性の確保が図られなければならない。

なお、助成金は地域社会の維持を目的としていることもあり、自治会から提出された活動計画等に対して、町からの指導・助言等は行っていない。

(3) 改善を要すると認められる事項等

- ① 自治会の集約や地域コミュニティの形成を図るに当たり、連合自治会を町として推進する方向性を示すのであれば、その意義・定義を明確に位置づけする必要があると考えられる。
- ② 要綱に規定されている助成金の種類及び額については、平成24年の制定以後には評価されておらず、当時の積算根拠も不明な現状であることから、積極的に見直されたい。

4 マイナンバーカードの交付に関する事務

(1) 監査の結果

監査の結果、監査の対象とした事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。

(2) 監査の概要

令和元年9月30日現在のマイナンバーカードの交付率は7.7%である。

現下、当町としての独自の取組みはないが、今後とも、国からの情報を収集・分析し、他市町村の動向も注視しながら、関係課等との連携も視野に入れた体制づくりを進められたい。

5 指定管理者制度の運用に関する事務

(1) 監査の結果

監査の結果、監査の対象とした事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。

(2) 監査の概要

指定管理料の算定に当たっては、町としての統一された基準がないため、過去数年分の実績平均をベースに、施設所管課が独自に積算されている。

また、自治会館等の類似施設における指定管理料の有無についても、施設の設置及び管理の経緯によって異なり、公平性を欠く現状となっている。

(3) 改善を要すると認められる事項等

- ① 指定管理料算定の基礎は、各自治体の判断となっているところだが、施設所管課によって基準が異なるのは望ましくなく、「人件費、物件費、管理費」等を整理し、町としての方針を統一されるのが適当と考える。
- ② 自治会館等の類似施設において、指定管理料が支払われる自治会と、自治会助成金が交付される自治会が混在している現状について、整合性を図るためにも見直し協議を継続的に進められたい。